

## 新卒者支援チームの対応状況について

これまでの対応	現在、対応に向けた作業中の事項
<p><b>1. 新卒者の就職支援態勢の強化</b></p> <p>(1) 「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高校・大学等と連携して就職支援を行うハローワークの高卒・大卒就職ジョブサポーターを増員し、未内定者の個別支援を強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 530名→618名（88名増員） ※10月23日「緊急雇用対策」を踏まえた対応</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 関係機関の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高校との連携を行う緊急学卒支援窓口をハローワーク内に設け、未内定者についての情報共有・支援に向けた相談など、高卒就職ジョブサポーターを中心とした学校とハローワークが一体となって未内定者の緊急支援に取り組む。（12月から実施中）</li> </ul>	<p>(1) 就職面接会の積極的な開催及び周知の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3月末までに未内定の学生・生徒を対象とした就職面接会、合同説明会等を例年以上に積極的に開催し、企業に対する参加の勧奨によるマッチング機会を提供（随時実施中）</li> </ul> <p>(2) 「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急人材育成支援事業を活用し、未就職卒業者向け職業訓練コースを設置。あわせて、訓練・生活支援給付に係る対象者の拡充を図る。（平成22年3月下旬から開始予定）</li> </ul> <p>(3) 「大学における社会的・職業的自立に関する指導等（キャリアガイダンス）の制度化」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学設置基準及び短期大学設置基準を改正</li> </ul> <p style="text-align: right;">(公布：平成22年2月25日、施行：平成23年4月1日)</p>
<b>平成21年度第2次補正予算により対応している事項</b>	
<p>(1) 求人・求職、内定関連情報の公表前倒し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 9月30日現在の高校・中学新卒者の求人・求職状況及び内定状況については、11月4日公表（前年は11月28日公表）</li> <li>○ 10月1日現在の大学等卒業者の内定状況等の取りまとめについては、11月19日公表（前年は12月16日公表）</li> </ul> <p>(2) 新卒者支援の実情把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高井文部科学大臣政務官           <ul style="list-style-type: none"> <li>11月12日（木）：立教大学（東京都豊島区）、東京電機大学（東京都千代田区）</li> <li>11月13日（金）：四国大学（徳島県徳島市）、ハローワーク鳴門、徳島工業短期大学（徳島県板野郡）</li> </ul> </li> <li>○ 山井厚生労働大臣政務官           <ul style="list-style-type: none"> <li>11月7日（土）：京都ジョブパーク（京都府京都市）、京都労働局・ハローワーク</li> </ul> </li> <li>○ 高橋経済産業大臣政務官           <ul style="list-style-type: none"> <li>11月10日（火）：ジョブカフェちば（千葉県船橋市）</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) 経済団体、業界団体に対する求人拡大の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 12月22日（火）：新規学校卒業者の採用に関する要請           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文科大臣、厚労大臣、経産大臣の三大臣連名で、245の経済団体等へ向け、新規学校卒業者の採用に関する要請文を発出</li> <li>・ 三大臣は、経済四団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）に対して直接要請</li> </ul> </li> <li>○ 3月2日（火）：新規学校卒業者の採用に関する要請           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文部科学大臣政務官、厚生労働大臣政務官、経済産業大臣政務官の三大臣政務官連名で、中小企業団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）に対して、新規学校卒業者の採用について直接要請</li> </ul> </li> <li>○ 都道府県労働局において、都道府県と連携し地域の事業主団体への緊急求人拡大の要請を実施</li> </ul> <p>(4) 「雇用創出企業」の新リスト公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 12月25日（金）：「雇用創出企業」新リストの公表           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採用意欲があり、かつ製品やサービス、人材育成方針に優れる企業 1,437 社をリストアップし、公表</li> </ul> </li> <li>○ 1月22日（金）：雇用創出企業の具体的紹介を含め、HP公表等（1,443社）</li> <li>○ 「雇用創出企業」新リストを各地域における大学やハローワーク等に情報提供するとともに、積極的PRを図る。</li> </ul>	<p>(1) 大学等の就職相談員の配置促進（予算額1億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学等における就職相談員（キャリアカウンセラー等）の配置促進による就職相談の充実、就職力を高めるキャリアガイダンスの推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>（就職相談員の配置促進による就職相談の充実で29件、就職力を高めるキャリアガイダンスの推進で36件の取組を選定）</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員（予算額2.5億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 618名→928名（310名増員）（2月から順次配備中）</li> </ul> <p>(3) 新卒者体験雇用事業の創設（制度要求（22年度予定額3.7億円））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未就職卒業者を対象に1ヶ月の体験雇用（有期雇用）の機会を設けることにより、希望職種の選択肢を広げ、その後の正規雇用への移行を支援する。（2月から周知・受入企業の開拓等を開始）</li> </ul> <p>(4) 中小企業の新規人材発掘促進対策（予算額113億円※）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新卒者就職応援プロジェクト（インターンシップ）を行うとともに、</li> <li>② 中小企業の求人開拓、魅力発掘を採用支援会社に委託し、求人と求職のマッチングを図る。           <ul style="list-style-type: none"> <li>（2月15日より実習生、受入企業の募集を開始）</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">※うち、平成21年度第二次補正予算は76.2億円</p>
<b>各種支援策の周知について</b>	
<p>(1) ホームページによる周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文部科学省・厚生労働省・経済産業省のホームページにおいて、各省で実施している新卒者支援向けの施策を紹介</li> </ul> <p>(2) 学校等を通じた周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文部科学省を通じ、各國公立大学等、各都道府県教育委員会にて、周知依頼。</li> <li>○ 全国の学校長や進路指導担当者等を対象とした各種会議において周知。</li> </ul> <p>(3) 政府広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新聞広告、政府広報オンラインに支援策（※）を掲載           <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 高卒・大卒就職ジョブサポーター、新卒者体験雇用事業、未就職卒業者向け職業訓練等</li> </ul> </li> </ul>	

平成 22 年 3 月 2 日

全国商工会連合会会長

石澤 義文 殿

### 新規学校卒業者の採用に関する要請書

現下の我が国の景気は持ち直してきていますが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあります。

こうした中、国民が抱える不安に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むため、昨年 10 月 23 日には、「緊急雇用対策」をとりまとめ、同年 12 月 8 日には、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」をとりまとめたところです。また、同年 12 月 22 日には、貴団体を含む 245 の経済団体等に対して、新規学校卒業者の採用に関して、要請を行いました。

しかしながら、平成 22 年 3 月卒業予定の新規学校卒業者をめぐる就職環境は、依然として厳しい状況にあり、就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼることが懸念されます。

政府としても、大学等の「就職相談員」の配置促進やキャリアガイダンスの推進、体験雇用を通じて正社員への移行を目指す「新卒者体験雇用事業」の創設、未就職卒業者向けの職業訓練コースの新たな設置及び訓練・生活支援給付の拡充を行うとともに、新卒者就職応援プロジェクトの推進や採用意欲のある中小企業等の掘り起こしにより、関係機関が連携して新規学校卒業者の就職支援体制の強化に取り組んでいるところです。こうしたことにより、1 人でも多くの新規学校卒業者の就職が実現するように努めてまいる所存です。

産業界の皆さんにおかれましても、非常に厳しい経済情勢の中ではあります  
が、将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組  
を御活用いただき、再度、新規学校卒業者のための採用の拡大に向けた努力を  
お願いいたします。

貴団体におかれましては、私どもの要請に、何卒、深い御理解を賜り、傘下団体及び事業主の皆さんにこの趣旨を徹底していただきたく、御協力をお願い申し上げます。

文部科学大臣政務官

高井 美穂

厚生労働大臣政務官

山井 和則

経済産業大臣政務官

高橋 千秋

平成 22 年 3 月 2 日

日本商工会議所会頭

岡 村 正 殿

### 新規学校卒業者の採用に関する要請書

現下の我が国の景気は持ち直してきていますが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあります。

こうした中、国民が抱える不安に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むため、昨年 10 月 23 日には、「緊急雇用対策」をとりまとめ、同年 12 月 8 日には、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」をとりまとめたところです。また、同年 12 月 22 日には、貴団体を含む 245 の経済団体等に対して、新規学校卒業者の採用に関して、要請を行いました。

しかしながら、平成 22 年 3 月卒業予定の新規学校卒業者をめぐる就職環境は、依然として厳しい状況にあり、就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼることが懸念されます。

政府としても、大学等の「就職相談員」の配置促進やキャリアガイダンスの推進、体験雇用を通じて正社員への移行を目指す「新卒者体験雇用事業」の創設、未就職卒業者向けの職業訓練コースの新たな設置及び訓練・生活支援給付の拡充を行うとともに、新卒者就職応援プロジェクトの推進や採用意欲のある中小企業等の掘り起こしにより、関係機関が連携して新規学校卒業者の就職支援体制の強化に取り組んでいるところです。こうしたことにより、1 人でも多くの新規学校卒業者の就職が実現するように努めてまいる所存です。

産業界の皆さんにおかれましても、非常に厳しい経済情勢の中ではあります  
が、将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るために、こうした取組  
を御活用いただき、再度、新規学校卒業者のための採用の拡大に向けた努力を  
お願ひいたします。

貴団体におかれましては、私どもの要請に、何卒、深い御理解を賜り、傘下団体及び事業主の皆さんにこの趣旨を徹底していただきたく、御協力をお願い申し上げます。

文部科学大臣政務官

高井 美穂

厚生労働大臣政務官

山井 和則

経済産業大臣政務官

高橋 千秋

平成 22 年 3 月 2 日

全国中小企業団体中央会会長

鶴 田 欣 也 殿

### 新規学校卒業者の採用に関する要請書

現下の我が国の景気は持ち直してきていますが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあります。

こうした中、国民が抱える不安に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むため、昨年 10 月 23 日には、「緊急雇用対策」をとりまとめ、同年 12 月 8 日には、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」をとりまとめたところです。また、同年 12 月 22 日には、貴団体を含む 245 の経済団体等に対して、新規学校卒業者の採用に関して、要請を行いました。

しかしながら、平成 22 年 3 月卒業予定の新規学校卒業者をめぐる就職環境は、依然として厳しい状況にあり、就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼることが懸念されます。

政府としても、大学等の「就職相談員」の配置促進やキャリアガイダンスの推進、体験雇用を通じて正社員への移行を目指す「新卒者体験雇用事業」の創設、未就職卒業者向けの職業訓練コースの新たな設置及び訓練・生活支援給付の拡充を行うとともに、新卒者就職応援プロジェクトの推進や採用意欲のある中小企業等の掘り起こしにより、関係機関が連携して新規学校卒業者の就職支援体制の強化に取り組んでいるところです。こうしたことにより、1 人でも多くの新規学校卒業者の就職が実現するよう努めてまいる所存です。

産業界の皆さんにおかれましても、非常に厳しい経済情勢の中ではあります  
が、将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組  
を御活用いただき、再度、新規学校卒業者のための採用の拡大に向けた努力を  
お願いいたします。

貴団体におかれましては、私どもの要請に、何卒、深い御理解を賜り、傘下団体及び事業主の皆さんにこの趣旨を徹底していただきたく、御協力をお願ひ申し上げます。

文部科学大臣政務官

高井 美穂

厚生労働大臣政務官

山井 和則

経済産業大臣政務官

高橋 千秋

21初児生第35号  
平成22年2月10日

各都道府県教育委員会高等学校主管課長  
各指定都市教育委員会高等学校主管課長 殿  
各都道府県私立学校主管課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長  
磯谷桂介

(印影印刷)

### 新規中学・高等学校等卒業者に対する支援策の周知について(依頼)

昨今の経済情勢の悪化等に伴い、平成22年3月新規高等学校卒業者の就職内定率も前年同期と比較して大幅に低下するなど、生徒の雇用環境も大変厳しいものとなっております。

政府においては、内閣総理大臣を本部長とする緊急雇用対策本部に、高井文部科学大臣政務官を主査とする新卒者支援チームを設置し、新卒者の就職支援を進めておりますが、そうした中、昨年10月23日に決定した「緊急雇用対策」、さらには、12月8日に決定した「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に基づき、新卒者支援の強化を図っております。

このように、政府全体として新卒者支援に取り組んでいる中、厚生労働省職業安定局若年者雇用対策室長より、別添のとおり、厚生労働省の支援方策についての周知に関する依頼がありました。

地域における高等学校等卒業者の雇用に向けた取組については、都道府県教育委員会等の学校教育関係部局と都道府県労働局等の労働関係部局・機関等が連携を十分に図りながら、高等学校・ハローワーク・産業界等が一体となって具体的な取組を推進することが重要です。

については、関係各位におかれましては、別添の内容について御了知いただくとともに、今後とも、都道府県労働局等との情報共有・連携を図り、新卒者支援の取組の一層の充実をお願いします。

また、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会高等学校主管課にあっては、設置する高等学校等に対して、都道府県私立学校主管課にあっては、所轄する私立高等学校等に対して、御周知いただくとともに、各高等学校等において、校長や進路指導主事等の教師が当該内容を踏まえ、ハローワーク等と連携をとり、新規学校卒業者の就労に向けた進路指導の充実を行うことができるよう、指導・助言をお願いします。

#### 【本件担当】

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

03-5253-4111 (内線3291)

(別添)

事務連絡  
平成22年2月9日

文部科学省初等中等教育局  
児童生徒課長 殿

厚生労働省職業安定局  
若年者雇用対策室長

新規中学・高等学校卒業者に対する支援策の周知について（依頼）

厳しい雇用失業情勢の中、平成22年3月新規高等学校卒業者の就職内定率が前年同期と比較して大幅に低下するなど、非常に厳しい状況となっております。また、新規中学校卒業予定者に対する求人件数についても、前年同期と比較して大幅に低下するなど、非常に厳しい状況となっております。

厚生労働省では、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定、参考1）に基づき、未内定者を対象とした就職面接会等を全国各地で積極的に開催するとともに、ハローワークに高卒就職ジョブサポーターを緊急配備し、学校訪問等による支援ニーズの把握、希望に応じた個別支援等に努めているところです。また、就職先が決まらないまま卒業する生徒等を対象とした支援策として、体験的な雇用を通じて希望職種の選択肢を広げ、仕事や職場に対する理解を深める機会とする「新卒者体験雇用事業」（別添1リーフレット参照）や、社会人としての心構えや就職に必要な基礎力の養成等を内容とする「新卒者向け職業訓練」（別添2リーフレット参照、訓練コースは今後設定予定）を提供することとしております。

貴職におかれましては、当該支援内容を御了知いただくとともに、都道府県教育委員会等の関係機関を通じた中学・高校の先生方に広く周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、当該リーフレットは厚生労働省ホームページにも掲載しておりますので、周知に当たって御活用いただければ幸いです。

[添付資料]

別添1：「新卒者体験雇用事業のご案内」

別添2：新規学校卒業者向け職業訓練のご案内

（別添1及び別添2リーフレットはこちら [http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2.html#info\\_5](http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2.html#info_5)）

参考1：「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（抜粋）

[参考]

厚労省ホームページ～新卒者支援～ (<http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2.html>)

# 就職先が決まらないまま卒業された方へ 新卒者体験雇用事業のご案内

～1か月の体験雇用で就職の選択肢を広げましょう！～

## 新卒者体験雇用事業とは？

就職先が決まらないまま卒業された方を対象に、1か月間の体験的な雇用を通じて、希望職種の選択肢を広げていただくとともに、仕事をする中でその職種や職場の理解を深め、その後に正社員に移行することをねらいとするものです。

## 体験雇用事業の対象となる方

### 平成22年3月卒業（予定）で就職先が決まっていない学生・生徒等

- ※ 中学校、高校、高専、大学（大学院、短大を含む）、専修学校等の新規学卒者が対象です。
- ※ ハローワークに求職登録を行う必要があります。ハローワークで、体験雇用を行うことにより、就職可能性が高まると認められた方に、体験雇用を紹介します。
- ※ 体験雇用を開始する日現在の満年齢が40歳未満の方が対象です。
- ※ 卒業日については、平成22年3月を原則としていますが、平成21年10月から平成22年9月末までに卒業する方も対象になります。

## 体験雇用事業の流れ

新規学卒者

### ハローワーク

- ①求職登録
- ②体験雇用を受け入れる事業所に職業紹介

### 事業主

有期(31日間)の  
雇用契約

体験雇用終了

正規雇用契約  
(期間の定めのない雇用)

別の就職先を探す場合

- ※ 体験雇用の対象となる求人をハローワークに提出し、体験雇用を受け入れた事業主には、体験雇用終了後に奨励金（8万円）が支給されます。

## 体験雇用の内容

### 1. 体験雇用の期間は？

- ◇ 体験期間は、1ヶ月（31日間）です。
- ◇ 体験雇用の開始日は、卒業日の翌日以降です。  
※ 中学生については4月1日以降になります。

### 2. 体験雇用期間中の身分は？

- ◇ 体験雇用期間中は有期雇用契約を締結します。
- ◇ 体験雇用期間中も「労働者」ですので、労働基準法等の労働関係法令が適用され、事業主から賃金が支払われます。

### 3. 体験雇用期間中の労働時間、賃金は？

- ◇ 体験雇用期間中の労働時間は、原則として、事業所の通常の労働者の労働時間と同程度です。
- ◇ 体験雇用を開始する時に、労働時間や賃金などについて、事業所が作成する「体験雇用実施計画書」により決定されます。事業所の担当者とよく相談して内容を確認のうえ、同意欄に署名（又は記名押印）してください。  
※ 中学生・高校生の場合は、保護者等の同意も必要です。

### 4. 体験雇用を終了すれば必ず正規雇用される？

- ◇ 「体験雇用実施計画書」に、事業所の担当者と相談のうえ「正規雇用に移行するための要件」を定めていただきます。  
これを満たせば正規雇用に移行することとなります。事業所の求める要件に達しなかった場合など、正規雇用に移行できない場合もあります。

### 5. 体験雇用が終了したら？

- ◇ 事業所からハローワークに「体験雇用結果報告書兼新卒者体験雇用奨励金支給申請書」が提出されます。正規雇用に移行した後の労働条件などが記載されておりますので、内容をよく確認し、同意欄に署名（又は記名押印）してください。  
※ 中学生・高校生の場合は保護者等の同意も必要です。

詳しくは都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

## ～就職が決まらないまま卒業された方へ～

新規学校卒業者向けの職業訓練を無料で受けられます。

訓練期間：標準6ヶ月

・社会人としての心構えや、就職に必要な基礎力の養成、主要な業界・業種に係る短期間の体験などを内容とする訓練です。

※テキスト代等実費については、自己負担となります。

### 訓練の対象となる方

平成22年3月卒業（予定を含む）で就職未決定の学生・生徒

※ 中学校、高等学校、高等専門学校、大学（大学院、短期大学を含む。）等の学生・生徒

訓練期間中の生活費（月10万円）を支給します。

### 訓練・生活支援給付金の対象となる方

以下の主な要件に該当する方が対象となります。

- ① ハローワークのあっせん等を受けて、職業訓練を受講する方
- ② 世帯年収300万円以下の方
- ③ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下の方

さらに、希望者には、5万円を上限として融資の利用が可能です。

※訓練の出席日数が8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

詳しくはハローワークにご確認ください。

## 新規学校卒業者向けの職業訓練を受講するための手続きについて

- ① 訓練コースの情報は、設定され次第、ハローワークの窓口や中央職業能力開発協会のホームページ(<http://www.javada.or.jp/>)でご覧いただけます。
- ② 職業訓練を受講するためには、ハローワークにおいてキャリアコンサルティングを受けた上で、職業訓練のあっせん等を受ける必要があります。  
また、訓練の受講に当たっては、一定の選考（面接・筆記問題等）が行われる場合があります。なお、就職のために訓練が必要ないとハローワークが判断した場合は、希望した職業訓練を受講できない場合があります。
- ③ 訓練・生活支援給付金の支給を受けるためには、職業訓練のあっせん等を受けたハローワークを通じて、申請書類（※）を提出することになります。

（※）主な申請書類：本人確認書類、写真、世帯年収を確認する書類等

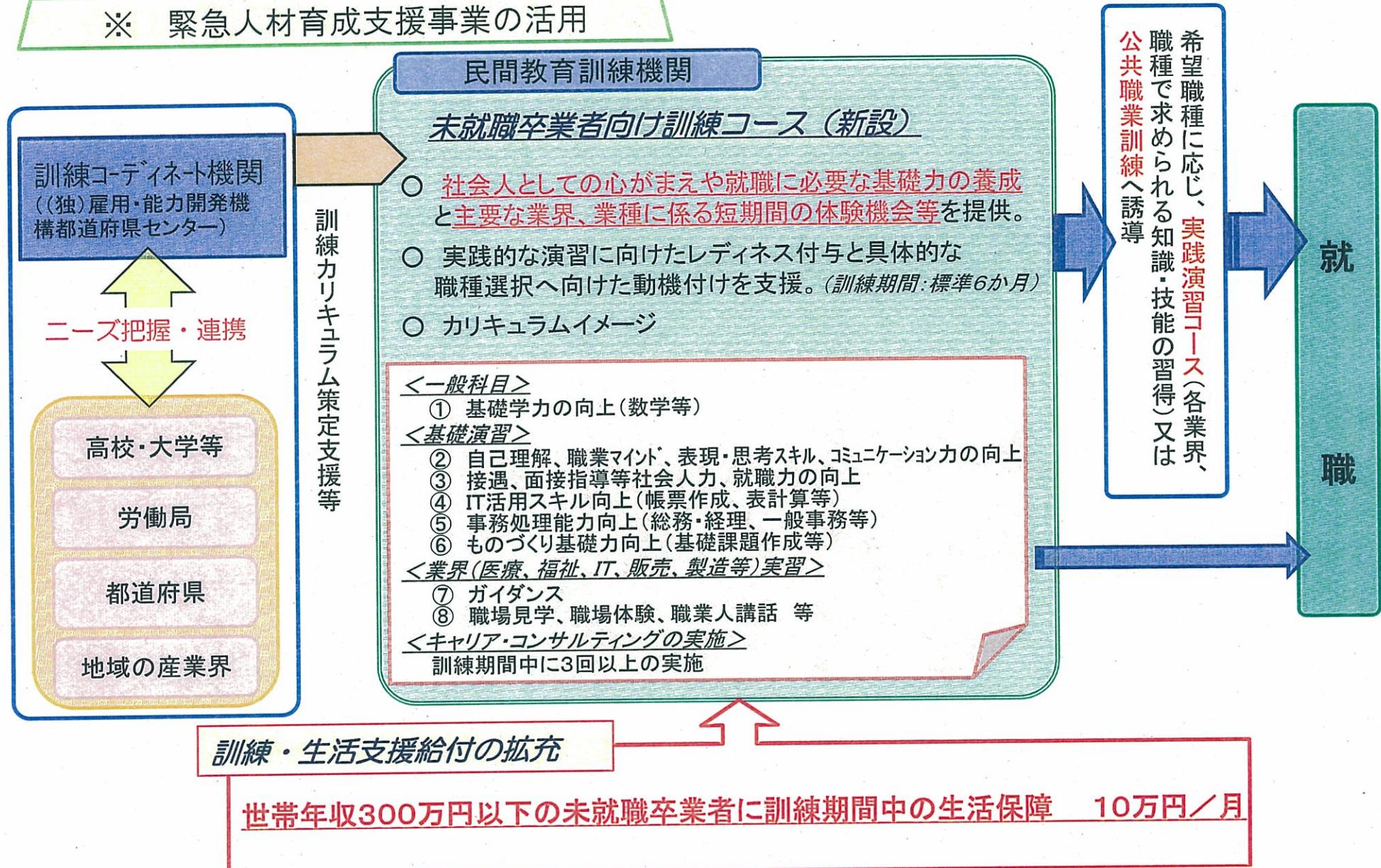
### 《お問い合わせ先》

最寄りの都道府県労働局、ハローワーク

職業訓練及び訓練・生活支援給付の概要については、中央職業能力開発協会ホームページもご覧ください。  
(<http://www.javada.or.jp/kikin/support01/01.html>)

## 「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充

### ※ 緊急人材育成支援事業の活用



## 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日) (抜粋)

### (3)新卒者支援の強化

来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒の就職支援を強化し、第2の「ロスト・ジェネレーション」をつくりないようにする。

#### <具体的な措置>

##### ○新卒者の就職支援態勢の強化

###### (ア)大学等の「就職相談員」の配置促進

- ・大学等における就職相談員(キャリアカウンセラー等)の配置促進による就職相談の充実、就職力を高めるキャリアガイダンスの推進

###### (イ)「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員

- ・就職支援の専門職である「高卒・大卒就職ジョブサポーター」を更に増員する。

###### (ウ)関係機関の連携強化

- ・ハローワークにおける緊急学卒支援窓口の設置による高校との連携強化

##### ○「就活支援キャンペーン」の展開

###### (ア)就職説明会の積極的な開催と周知徹底

###### (イ)採用意欲のある中小企業等の掘り起こし加速

- ・「雇用創出企業」のリストを年内に公表
- ・インターンシップの拡充、求人企業の開拓等により、中小企業と新卒者のマッチングを図る。

###### (ウ)求人拡大への要請

- ・経済団体、業界団体への求人拡大の要請
- ・労働局と都道府県の連携による求人拡大の要請

##### ○未就職卒業者の就職支援の強化

###### (ア)新卒者体験雇用事業の創設

- ・未就職卒業者の体験雇用を受け入れる事業主に対して新卒者体験雇用奨励金(仮称)を支給

###### (イ)「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充

- ・緊急人材育成支援事業を活用し、未就職卒業者向け職業訓練コースを設置。あわせて、訓練・生活支援給付に係る対象者の拡充を図る。

###### (ウ)重点分野での雇用支援

- ・重点分野における雇用の創造(後述)に当たっての未就職卒業者の雇用への配慮

(参考2)

## 学生職業総合支援センター・学生職業センター・学生等職業相談窓口

学生職業センター・学生等職業相談窓口は、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等の学生等を対象とした就職支援のための専門窓口として、大学等新卒者に対する求人情報の提供、職業相談、職業紹介等を行っています。学生職業総合支援センターは、全国の学生職業センター・学生等職業相談窓口の中核として、職業相談・職業紹介、就職面接会等を幅広く実施しています。また、学生職業総合支援センターのホームページ (<http://job.gakusei.go.jp/F/F2000200.asp>) から、全国の求人情報やセミナーの開催情報等をご覧いただくことができます。

これらの施設では、きめ細かな相談等に応じておりますので、お気軽にご利用ください。利用料等一切無料です。

	学生等職業相談窓口等名称	住所	TEL
北海道	札幌学生職業センター（ヤングハローワーク札幌）*	〒060-8526 札幌市中央区北4条西5丁目三井生命札幌共同ビル7階	011(233)0202
青森	青森公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワークヤングプラザ) *	〒030-0803 青森市安方1-1-40青森県観光物産館・アスパム3階	017(774)0220
岩手	盛岡公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク盛岡学生等職業相談コーナー) *	〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル 1F	019(653)8609
宮城	仙台学生職業センター*	〒980-8485 仙台市青葉区中央1-2-3仙台マークワン12F	022(726)8055
秋田	秋田公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (秋田学生職業相談室) *	〒010-1413 秋田市御所野地蔵田3-1-1 秋田テルサ3階	018(889)8448
山形	山形公共職業安定所 学生等相談窓口 (やまがた学生相談コーナー) *	〒990-0828 山形市双葉町1-2-3 山形テルサ1F	023(646)7360
福島	福島公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (福島学生職業相談コーナー)	〒960-8589 福島市狐塚17-40	024(534)0466
茨城	水戸公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク水戸学生職業相談コーナー)	〒310-8509 水戸市水府町1573-1 水戸公共職業安定所付属庁舎1F	029(231)6244
栃木	宇都宮公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク宇都宮 若者相談コーナー) *	〒320-0027 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁南庁舎2号館 本町合同ビル1階	028(650)5315
群馬	前橋公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク前橋 学生職業相談コーナー)	〒379-2154 前橋市天川大島町 130-1	027(290)2111
埼玉	大宮公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングキャリアセンター埼玉 ハローワークコーナー)*	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-9-4エクセルント大宮ビル6階	048(650)0000
千葉	船橋公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク船橋ヤングコーナー) *	〒273-0005 船橋市本町 1-3-1 フェイスビル9階	047(426)8474
東京	学生職業総合支援センター	〒106-0032 港区六本木3-2-21 六本木ジョブパーク	03(3589)8609
神奈川	横浜公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク横浜 神奈川学生職業相談コーナー) *	〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル16階	045(312)9206
新潟	新潟公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク新潟 若者しごと館) *	〒950-0801 新潟市中央区弁天2-2-18 新潟KSビル2階	025(240)4510
富山	富山公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク富山 若年者職業相談コーナー) *	〒 930-0805 富山市湊入船町 6-7 サンフォルテ 2 階	076(444)8305
石川	金沢公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワーク金沢) *	〒920-0962 金沢市広坂 2 丁目 1 番 1 号 石川県広坂庁舎 1 号館 1 階	076(261)9453
福井	福井公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (福井ヤングハローワーク) *	〒918-8580 福井市西木田2-8-1 福井商工会議所1階	0776(34)4700
山梨	甲府公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワーク) *	〒400-0031 甲府市飯田一丁目1-20 山梨県JA会館5階 ジョブカフェやまなし内	055(221)8609
長野	長野公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク長野 学生就職支援室) *	〒380-0835 長野市南長野新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4階	026(228)0989
岐阜	岐阜公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワークヤングスポット岐阜) *	〒500-8384 岐阜市薮田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	058(278)4401

静岡	静岡公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (学生職業相談コーナー) *	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3F 静岡県中部県民生活センター内	054(202)4888
愛知	愛知学生職業センター (ゆ~じゃん・ハローワークあいち) *	〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル12階	052(264)0701
三重	津公共職業安定所 学生等職業相談窓口*	〒514-0009 津市羽所町700 アスト津3階 おしごと広場みえ内	059(229)9591
滋賀	大津公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク大津学生職業相談コーナー) *	〒520-0051 大津市梅林1-3-10滋賀ビル5階	077(521)0600
京都	京都西陣公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク西陣烏丸御池プラザ 若年相談コーナー)	〒604-0845 京都市中京区烏丸御池上ル北西角 明治安田生命京都ビル1階	075(256)8609
大阪	大阪学生職業センター	〒542-0081 大阪市中央区南船場3-4-26 出光ナガホリビル9階	06(4963)4703
兵庫	神戸公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク神戸学生職業相談コーナー) *	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー12階	078(351)3371
奈良	奈良公共職業安定所 学生職業相談担当窓口	〒630-8113 奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎1階	0742(36)1601
和歌山	和歌山公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (和歌山ヤングワークサロン) *	〒640-8033 和歌山市本町2丁目45 ジョブカフェわかやま1F	073(421)1220
鳥取	鳥取公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワークとっとり) *	〒680-0846 鳥取市藤原町7 鳥取フコク生命駅前ビル 1F	0857(39)8986
島根	松江公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングワークサロン) *	〒690-0003 松江市朝日町478-18	0852(28)8609
岡山	岡山公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (学生職業相談コーナー) *	〒700-0901 岡山市本町6-36 第1セントラルビル7階 ハローワークプラザ岡山内	086(222)2900
広島	広島学生職業センター*	〒730-0013 広島市中区八丁堀16-14 第2広電ビル5階	082(224)1120
山口	山口公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤング・ハローワーク山口) *	〒754-0014 山口市小郡高砂町1-20	083(973)8080
徳島	徳島公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (学生職業相談コーナー) *	〒770-0831 徳島市寺島本町西1-61 徳島駅クレメントプラザ5階	088(625)1735
香川	高松公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (しごとプラザ高松 学生相談コーナー)	〒780-0054 高松市常磐町1-9-1 しごとプラザ高松内	087(834)8609
愛媛	松山公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワークプラザ松山学生職業相談コーナー) *	〒790-0012 松山市湊町3-4-6 松山銀天街ショッピングビルGET!4階	089(913)7416
高知	高知公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク高知若者相談コーナー) *	〒780-0822 高知市帯屋町2丁目1-35 片岡ビル3階	088(802)2076
福岡	福岡学生職業センター*	〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラ12階	092(714)1556
佐賀	佐賀公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワークSAGA) *	〒840-0826 佐賀市白山2-2-7 KITA JIMAビル2階	0952(24)2616
長崎	長崎公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワーク長崎) *	〒850-0941 長崎市銅座町4-1 りそな長崎ビル5階	095(818)3011
熊本	熊本公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (熊本ヤングハローワーク) *	〒862-0950 熊本市水前寺1-4-1 水前寺駅ビル2階	096(385)8240
大分	大分公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワークプラザおおいた内 学生職業相談コーナー) *	〒870-0029 大分市高砂町2-50 OASISひろば21 地下1階	097(533)8600
宮崎	宮崎公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (宮崎学生職業相談コーナー)	〒880-2105 宮崎市大塚台西1-1-39 ハローワークプラザ宮崎内	0985(62)4123
鹿児島	鹿児島公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワークかごしま) *	〒892-0842 鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル(アイム)3階	099(224)3433
沖縄	那覇公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク那覇 学卒部門) *	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 3階	098(866)8609

(平成21年7月現在)

(注) \*印の地域においては、都道府県が主体的に設置する「若年者のためのワンストップサービスセンター」(通称:ジョブカフェ)と同一の建物内に設置されています。

## 緊急雇用対策

(平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定、新卒者支援関係抜粋)

### I. 基本的な方針

#### 2. 3つの視点

鳩山政権の雇用対策は、以下の3つの視点に立つ。

##### (2)「貧困・困窮者、新卒者への支援」を最優先する

—最優先課題として、最も困っている人を全力で支援する

- 経済雇用情勢の悪化の影響は、経済的・社会的に弱い立場にある人々にしわ寄せされる形で最も大きく現れる。具体的には、貧困・困窮状態にある求職中の離職者や非正規労働者、女性であり、さらには来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒である。こうした求職中の貧困・困窮者や新卒者への支援は緊急を要しており、雇用維持努力への支援や中小企業支援とあわせて、最優先課題として全力で取り組む。

### II. 具体的な対策

※詳しい内容は別紙参照

#### 1. 緊急的な支援措置

##### (1)緊急支援アクションプラン

—「貧困・困窮者、新卒者支援」

## <新卒者支援>

(目標) 来春以降の新卒者の就職を支援し、第二の「ロスト・ジェネレーション」をつくらないようにする。

### (アクションプランの内容)

#### ①新卒者の就職支援態勢の強化

##### (ア)「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備

・支援態勢強化のため、就職支援の専門職をハローワークに緊急配備

##### (イ)大学等の就職支援の充実

・就職相談窓口の充実(キャリアカウンセラーの配置など)、女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進、大学における職業指導(キャリアガイダンス)の制度化

#### ②求人開拓と「雇用ミスマッチ」の解消

##### —「就活支援キャンペーン(仮称)」の展開—

###### (ア)求人・求職、内定関連情報の収集・提供

###### (イ)学生を対象とした合同就職説明会等の実施

###### (ウ)企業に対する求人拡大への要請

###### (エ)採用意欲のある中小企業等の掘り起こし

・「雇用創出企業」をとりまとめ、公表(年明け予定)

#### ③「4月就職以外の道」の選択の支援

##### (ア)企業に対する中途採用・通年採用の拡大への要請

##### (イ)学生・生徒の学校での学び直しや地域活動参加への支援

#### ④新卒無業者への第2セーフティネットの活用

### (アクションプランの進め方)

#### ①国の取組

・国に設置した「緊急支援アクションチーム(後述)」が、アクションプランの具体的な展開、地域における取組の円滑な実施に向けた関係機関等の調整を行う。

#### ②地域における取組

・関係地方自治体・関係団体の協力を得て、地域の学校・ハローワーク・産業界が一体となって具体的な取組を推進する。

## 1. 緊急的な支援措置

### (1)緊急支援アクションプランー「貧困・困窮者、新卒者支援」

#### <新卒者支援>

##### ①新卒者の就職支援態勢の強化

###### (ア)「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備

- ・ 支援態勢強化のため、就職支援の専門職をハローワークに緊急配備(高卒・大卒就職ジョブサポーターを各都道府県1名以上追加配置)

###### (イ)大学等の就職支援の充実

- ・ 就職相談窓口の充実(キャリアカウンセラーの配置など)
  - 「大学教育・学生支援推進事業」を実施中の大学等に対する事業達成目標の到達度の確認や、取組事例についての周知
- ・ 女子学生等を対象とした「ライフプランニング支援」の推進
  - 「女性のライフプランニング支援総合推進事業」において、特に就職前の女子学生を対象としたきめ細やかな取組を要請
- ・ 大学における職業指導(キャリアガイダンス)の制度化
  - 中教審大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」を踏まえ、法令上、職業指導(キャリアガイダンス)の大学教育への位置づけを明記
- ・ 内定取消し防止に向けた企業指導の徹底
  - 平成21年1月に施行された企業名公表制度や「新規学校卒業者の採用に関する指針」等の一層の周知及び採用内定取消しを行おうとする事業主に対する回避等についての指導等の徹底

##### ②求人開拓と「雇用ミスマッチ」の解消ー「就活支援キャンペーン(仮称)」の展開ー

###### (ア)求人・求職、内定関連情報の収集・提供

###### (イ)学生を対象とした合同就職説明会等の実施

###### (ウ)企業に対する求人拡大への要請

###### (エ)採用意欲のある中小企業等の掘り起こし

- ・ 「雇用創出企業」をとりまとめ、公表(年明け予定)

— 関係省庁が連携して、ものづくりやサービス業、農業、運輸業等の分野において、採用意欲があり、かつ人材育成に優れる企業について、関係機関を総動員して掘り起こし、若年層、特に新卒者に対する情報発信を実施

##### ③「4月就職以外の道」の選択の支援

###### (ア)企業に対する中途採用・通年採用の拡大への要請

###### (イ)学生・生徒の学校での学び直しや地域活動参加への支援

###### ④新卒無業者への第2セーフティネットの活用